

ト煥模 学位請求論文

「朝鮮総督府の植民地統治における映画政策」審査要旨

本論文は、これまで日韓両国においてまとまった研究がなされないままの、未調査のテーマに取り組んだ論文である。このテーマが未研究のまま現在に至った理由は、論文の筆者も挙げているように、第一に文献資料の不足（とりわけ韓国側における資料不足）、第二に映画作品自体の欠落、第三に韓国側の歴史的民族感情の問題があったからである。筆者はこれらのマイナス要因を克服して本論文を完成させた。すなわち第一の点は、日本側の資料を最大限に発掘利用することによって。第二の点は、発掘した文献資料と、ごく近年にロシア・中国・韓国で発見され映画、あるいは日本から韓国へ寄贈された映画など、いくつかの映画作品を検討することによって。また第三の点は、近年における韓国側の情報開示や対日観の変化を追い風として。

本論文は、日本が韓国（当時）同化政策をとり始める 1905 年から、日本敗戦によって朝鮮（当時）が解放される 1945 年までを時代背景として、その間の朝鮮総督府による映画政策を調査し、概略を述べ、その特徴をまとめた。

論文の構成は二部に分けられ、第 1 部は日本による「植民地支配のための映画利用」を論じている。ここでは伊藤博文による映画の政治的利用、ならびに「活動写真班」による初期宣伝映画の利用を三つの章で詳しく取り上げ、これまで見落とされてきた歴史的事実に照明を当てなおした。また第 2 部では韓国併合後の「朝鮮総督府による映画の統制と国策化」を論じ、五つの段階を五章に分けて詳述している。すなわち、初期映画規制の時期（映画草創期～1926 年）、映画検閲の全国統一期（1926 年～1934 年）、映画の初期国策化の時期（1934 年～1937 年）、映画国策化と新体制の構築期（1937 年～1942 年）、臨戦体制下における映画国策化の時期（1943 年～1945 年）である。

これらの章をとおして論証されるのは、日本政府と朝鮮総督府が朝鮮人を同化するために、政策の展開に沿って映画を重要な手段として用いたことである。そこから次のような結論が導き出されている。

- 1 映画の利用と統制は朝鮮人同化政策の一環として行なわれた。
- 2 朝鮮総督府による映画政策は日本の映画政策を基に展開された。
- 3 朝鮮においては植民地支配の最後まで映画製作と配給が朝鮮独自に行なわれた。
- 4 新体制構築以後に製作された朝鮮映画はすべて国策映画であった。
- 5 朝鮮における国策映画とは、日本の戦争遂行のためのプロパガンダ映画であった。
- 6 朝鮮総督府による植民地時代の映画政策は、1980 年代末に韓国が民主化されるまでその影響が残っていた。

筆者は朝鮮総督府による映画政策が日本の映画政策を基盤にして実行されたことを実証しつつ、一方では、朝鮮における映画製作と配給が植民地時代の全期間を通して朝鮮独自の

方針で運営されたことも明らかにした。その理由として筆者が挙げるのは、第一に、半島在住の朝鮮人を皇国臣民化するために独自の国策映画が必要だったこと、第二に、日本や満州等に朝鮮の事情を理解させ、親近感を持たせる手段として独自の映画が必要だったこと、第三に、朝鮮人の多数が日本語を理解できなかったため日本映画を朝鮮人の同化に利用するのは不可能に近く皇民化のためには朝鮮独自の映画が必要だったことなどである。

本論文の文献資料に関しては、朝鮮総督府及び日本で刊行された日本語の資料が中心を占めている。植民地期間中、韓国語の映画専門誌は発行されておらず、韓国語の映画資料は文学誌や新聞等に掲載された記事しかなかった。これらの資料を参照しつつ、筆者は日韓双方の資料の間違いや誤記、その繰り返しにも気がつき、それらの誤りを正した。

このように、本論文は歴史研究の未開拓の分野に日韓両方の資料を発掘して、整理し、映画政策の展開をまとめあげた。しかも本論文の目的ではないが本論文は植民地時代の映画政策についての研究が、韓国映画史の初期から現代におよぶ映画政策史の研究にもつながっていることを示唆している。つまり、本論文は第二次大戦前の映画政策を整理するとどまらず、現代韓国におけるメディア史の再検討にもつながる問題を提起したと言えよう。

ところで、本論文は映画政策に関する歴史研究に力点を置いたため、作品自体の分析・批評・観客の反応などについては手薄となった。テーマからしてある程度当然ではあるとはいえ、為政者側の観点からの政策意図や実際の施策については詳細に論じられているが、そのような政策を受容した民衆の側の対応や反応については論述や検討が相対的に少ない点が残念である。新聞資料など文字史料の渉猟ならびに映像資料の収集と分析・当事者への聞き取り、将来的には北朝鮮の資料の活用など、さらなる新資料の探索・発見・分析が必要になるだろう。歴史研究の点でも、統治の一般的区分と映画政策よりみた場合の時期区分との関連を筆者の視点で整理し、論文構成に生かすことを考えるべきではなかつたらうか。文献・資料の提示方法については必ずしも万全でない点もあり、例えば一次資料と二次資料の区別は全体にいささか曖昧なきらいがある。

しかし、このように、日本植民地統治における映画政策をその発端から終焉まで、日韓双方の豊富な資料を照らし合わせてまとめた先行研究はどちらの国にもなく、本論文が最初である。未開拓のテーマに取り組み、朝鮮総督府の植民地統治における映画政策を明らかにした本論文は「博士(文学)」の学位を受けるに値すると判定する。

2005年12月9日

主任審査委員

早稲田大学教授

岩本憲児

早稲田大学教授

武田 潔

早稲田大学教授

安在邦夫

早稲田大学講師(非常勤)

宮田節子